

利用上の注意

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される。

3 調査の期日

平成29年工業統計調査は、平成29年6月1日現在で実施した。

なお、平成29年工業統計調査において、調査日を12月31日から翌年6月1日に変更したため、事業所数、従業者数については平成29年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については平成28年1月～12月の実績により調査している。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）を調査の対象としている。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（本社一括調査及び国直送事業所調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っている。

6 集計項目の説明

(1) 事業所数

平成29年6月1日現在の数値である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数

平成29年6月1日現在の数値である。

従業者とは、以下の①～⑧に該当するものをいう。

本書でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

従業者数 = ①個人業主及び無給家族従業者 + ②有給役員
+ 常用雇用者（③正社員・正職員としている人

＋ ④ ③以外の人（パート・アルバイトなど） － ⑦送出者

＋ ⑧出向・派遣受入者

ア 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、次の(ｱ)、(ｲ)に該当するものをいう。

(ｱ) 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいう。

(ｲ) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいう。ただし、手伝い程度のものは含まない。

イ 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当する。

ウ 「常用雇用者」とは、次の(ｱ)～(㍿)のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員」として人している人」及び「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」に分けられる。

(ｱ) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれる。

(ｲ) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

(㍿) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

エ 「③正社員・正職員として人している人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいう。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当する。

オ 「④ ③以外の人（パート・アルバイトなど）」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員として人している人」以外の人をいう。

カ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいう。

キ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人（⑥合計）のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいう。

(3) 現金給与総額

平成28年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいう。

(4) 原材料使用額等

平成28年1年間における次のア～カの合計であり、消費税額を含んだ額である。

- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、甲にゆしたガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- カ 転売した商品の仕入額とは、平成28年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等

平成28年1年間における次のア～ウ及びくず廃物の出荷額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- ア 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成28年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

- (7) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

- (4) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

- (9) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成28年中に返品されたものを除く）

- イ 加工賃収入額とは、平成28年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

- ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

(7) 有形固定資産（従業者30人以上の事業所）

平成28年1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

- (7) 土地

(9) 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

平成29年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

(10) 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

- ア 公共水道 都道府県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水
- ・工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。
 - ・上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水
- ウ その他の淡水 「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水など

7 調査項目の見直し

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っている。

- (1) 従業者数 …………… 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更
- (2) 出荷額等に係る消費税の取扱い … 従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きของいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
- (3) 工業用地及び工業用水 …………… 一部廃止
- (4) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 … 廃止
- (5) 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲） …………… 廃止
- (6) リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲） … 廃止

8 工業統計調査用産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は、原則、日本標準産業分類に準拠しているが、以下のものは相違している。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次表のとおりである。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうぎ、ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板、標識機
2744	義歯	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

- (3) 表・グラフ等では、産業中分類の名称を次のように省略して表示している。

省略名称	産業中分類名	省略名称	産業中分類名
09 食 料 品	食料品製造業	21 窯 業・土 石	窯業・土石製品製造業
10 飲 料・飼 料	飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄 鋼	鉄鋼業
11 織 維	繊維工業	23 非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
12 木材・木製品	木材・木製品製造業（家具を除く）	24 金 属 製 品	金属製品製造業
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	25 はん用機械	はん用機械器具製造業
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機械	生産用機械器具製造業
15 印 刷	印刷・同関連業	27 業務用機械	業務用機械器具製造業
16 化 学	化学工業	28 電 子 部 品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石 油・石 炭	石油製品・石炭製品製造業	29 電 気 機 械	電気機械器具製造業
18 プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	30 情 報 通 信	情報通信機械器具製造業
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	31 輸 送 機 械	輸送用機械器具製造業
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	32 そ の 他	その他の製造業

9 産業分類の決定方法

- (1) 一般的な方法（事業所が製造加工して出荷する最終製品に着目した格付）

製造品又は賃加工品が単品の事業所については、6桁の製造品及び賃加工品番号（以下「品目番号」という。）の上4桁で産業細分類を決定する。

製造品又は賃加工品が複数の事業所については、まず、品目番号上2桁（産業中分類）が同一の品目ごとに、製造品出荷額又は加工賃収入額をそれぞれ合計し、その合計額が最大となる上2桁番号で中分類を決定する。次に、その2桁番号のうち、前記と同じ方法で3桁（産業小分類）を決定し、さらに上4桁（産業細分類）を決定する。

したがって、製造品又は賃加工品が複数の事業所については、上記の方法で決定された産業分類に製造又は加工しているすべての品目の出荷額又は加工賃収入額が計上されることとなる。

よって、今回、製造品出荷額又は加工賃収入額の最大となる品目が変更になった場合、当該事業所は前回と異なる産業分類に決定されることがある（産業移動）。

※ 産業格付けの例

品目番号	製造品出荷額	
2 8 4 2 1 1	10,000万円	2 9 (16,000万円) > 3 0 (15,000万円) > 2 8 (10,000万円)
2 9 4 1 1 1	5,000万円	2 9 4 (9,000万円) > 2 9 6 (7,000万円)
2 9 4 2 2 1	4,000万円	2 9 4 1 (5,000万円) > 2 9 4 2 (4,000万円)
2 9 6 9 1 1	7,000万円	産業格付 = 2 9 4 1
3 0 1 5 1 1	15,000万円	

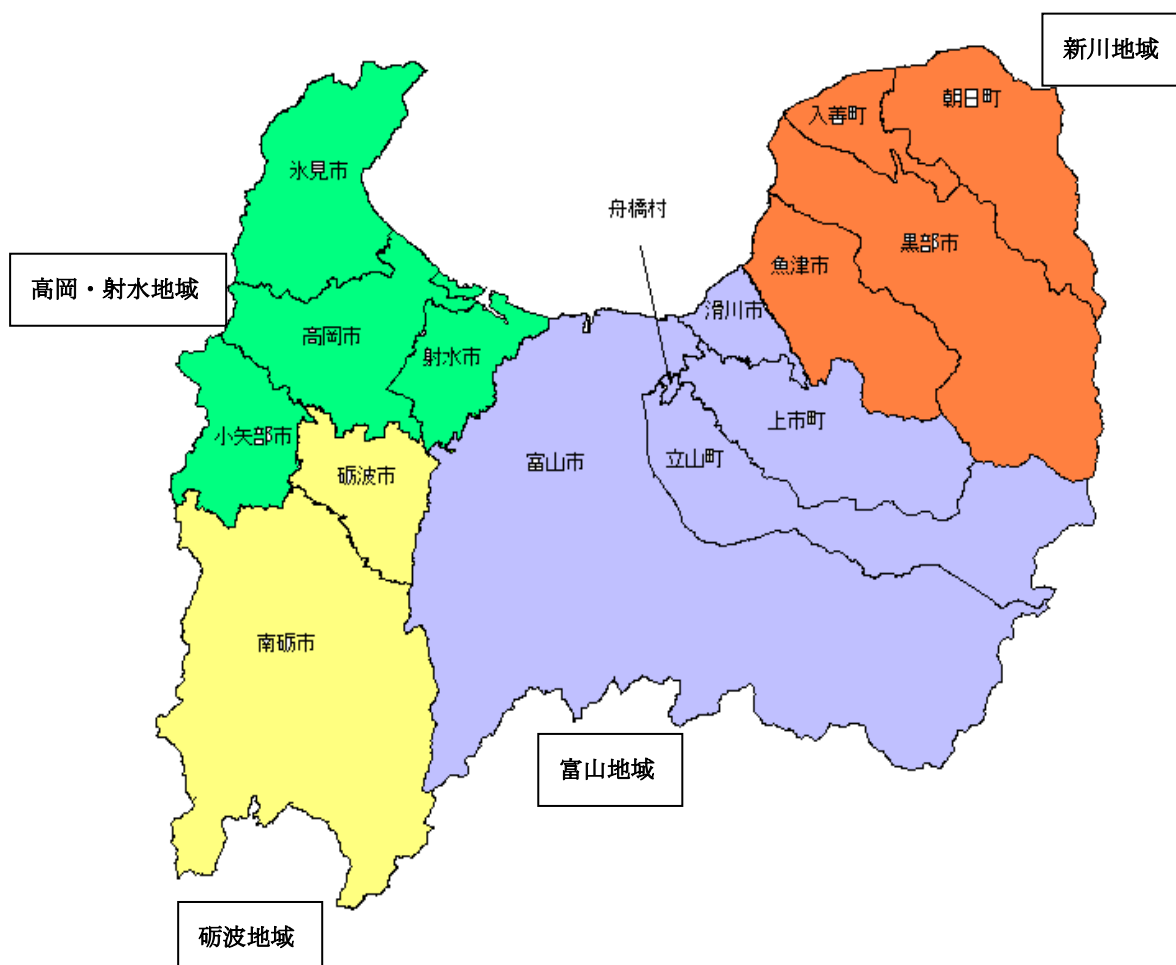
(2) 特殊な方法（原材料、機械設備等による格付け）

鉄鋼業の一部（一般的な方法による格付けで細分類が2211、2241、2249、2471、2479となった場合）については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある（特殊格付）。

10 地域別区分

市町村別集計の単位は調査日時点の市町村であり、広域圏の区分は次のとおりである。

広域圏	市町村
新川地域	魚津市、黒部市、入善町、朝日町
富山地域	富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡・射水地域	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
砺波地域	砺波市、南砺市



11 統計表

統計表中、「－」は該当数値なし、「…」は数値が得られないもの、「0」は四捨五入による公表単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。

「 χ 」は、集計対象が1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「 χ 」とした。従業者数については、平成16年調査(平成17年8月以降公表のもの)から秘匿を解除した。

統計表中、前年比又は構成比等については、小数点以下第2位を四捨五入しており、また、内訳積み上げ計と合計値が一致しない場合があるのは、四捨五入の関係による。

12 その他

- (1) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、工業統計では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計している。

<ガイドライン> http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

- (2) 時系列表中の下線付き年次における数値は、「経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものである。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、調査項目の定義や調査時点の相違などから、厳密には工業統計調査の数値と連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。

- (3) 休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については、集計から除外されている。
- (4) この調査結果は、県で集計したもので、後日、経済産業省が公表する「平成29年工業統計表」の数値と相違することがある。

※ この統計表に記載された数値を他に転載する場合は、「平成28年（2016年）富山県の工業」による旨を明記してください。

本書に関するお問合せは、下記あてにお願いします。

富山県経営管理部統計調査課商工係

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3193（直通）

FAX 076-444-3490（課内）